

# 茨城工業高等専門学校入学者選抜に関する規則

〔昭和 56 年 7 月 3 日〕  
制 定

(総則)

**第 1 条** 茨城工業高等専門学校学則第 17 条、第 18 条、第 25 条第 2 項及び第 43 条の規定に基づく入学者の選抜に関する事項は、この規則の定めるところによる。

(設置)

**第 2 条** 茨城工業高等専門学校に、入学者選抜に関する基本的事項を審議するため、入学試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

**第 3 条** 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学者の募集及び選抜方法に関すること。
- (2) 学力検査、面接及び適性試験の在り方に関すること。
- (3) 調査書及び推薦書の取扱いに関すること。
- (4) 合格者の選抜方針に関すること。
- (5) 第 11 条に定める各種担当者の選出に関すること。
- (6) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第 2 条第 2 号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。(他の委員会等に属するものを除く。)
- (7) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第 2 条第 3 号別表 1 の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。(他の委員会等に属するものを除く。)
- (8) その他入学者選抜に関する重要事項

(組織)

**第 4 条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長(教務主事)
- (3) 副校長(専攻科長)
- (4) 教務主事補
- (5) 副校長(専攻科長)補佐
- (6) 国際創造工学科長、各系長及び各部長
- (7) 各コース主任
- (8) 事務部長

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

**第 4 条の 2** 前条の規定にかかわらず本科入学者選抜に関する事項については、次に掲げる委員が審議する。

- (1) 校長
- (2) 副校長(教務主事)
- (3) 教務主事補
- (4) 国際創造工学科長、各系長及び各部長
- (5) 事務部長

**第 4 条の 3** 第 4 条の規定にかかわらず専攻科入学者選抜に関する事項については、次に掲げる委員が審議する。

- (1) 校長

- (2) 副校長（教務主事）
- (3) 副校長（専攻科長）
- (4) 副校長（専攻科長）補佐
- (5) 各コース主任
- (6) 事務部長  
（委員長）

**第5条** 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副校長（教務主事）がその職務を代行する。  
（委員以外の者の出席）

**第5条の2** 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。  
（委員会の事務）

**第6条** 委員会の事務を処理するため、幹事を置き、学生課長をもって充てる。  
（入学者選抜業務の監理）

**第7条** 校長は、入学者選抜に関する業務を監理する。  
（総括責任者及び総括副責任者）

**第8条** 入学者選抜に関する業務を総括するため、入学者選抜業務総括責任者（以下「総括責任者」という。）及び入学者選抜業務総括副責任者（以下「総括副責任者」という。）を置く。

- 2 総括責任者は、副校長（教務主事）をもって充て、総括副責任者は、本科入学者選抜においては教務主事補を、専攻科入学者選抜においては副校長（専攻科長）をもって充てる。
- 3 総括副責任者は、総括責任者を補佐するものとする。  
（総括責任者の業務）

**第9条** 総括責任者は、委員会で定められた方針に基づき、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 入学者の募集に関する要項及び入学案内に関すること。
- (2) 入学試験予備問題及び編入学試験問題の作成に関すること。
- (3) 学力検査、面接及び適性試験実施に関すること。
- (4) 調査書及び推薦書の審査に関すること。
- (5) 入学試験問題及び答案用紙の管理に関すること。
- (6) 答案の採点及び管理に関すること。
- (7) 入学者選抜判定資料の作成に関すること。
- (8) 合格者に辞退者があった場合、その補充に関すること。
- (9) その他入学者選抜実施に関すること。

（実施本部）

**第10条** 入学者選抜に関する業務を処理するため、入学試験検査本部及び採点業務実施本部を別表のとおり組織する。

（担当者の選出）

**第11条** 校長は、入学試験に関する各種の業務を処理するため、次の各号に定める担当者を本校教職員のうちから選出する。

- (1) 入学試験検査本部担当者
- (2) 採点業務実施本部担当者
- (3) 入学試験問題出題者
- (4) 入学試験問題検査担当者
- (5) 入学試験調査書判定担当者
- (6) 入学試験問題仕分担当者
- (7) 入学試験面接担当者

- (8) 入学試験検査監督者
- (9) 入学試験室外監督者
- (10) 入学試験教科採点責任者
- (11) 入学試験採点者
- (12) 入学試験採点補助者
- (13) 入学試験電子計算機処理担当者  
(合格者判定会議)

**第12条** 合格者の判定は、合格者判定会議で行う。

- 2 合格者判定会議は、専任の教員をもって組織する。
- 3 校長は、合格者判定会議を招集し、その議長となる。
- 4 校長に事故があるときは、副校長（教務主事）が、その職務を代行する。  
(入学試験の事務)

**第13条** 入学試験に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和56年7月3日から施行し、昭和56年7月1日から適用する。
- 2 茨城工業高等専門学校入学者選抜についての懇談会要綱（昭和54年5月10日制定）は、廃止する。
- 3 茨城工業高等専門学校入学試験臨時委員会規則（昭和55年9月24日制定）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成14年2月6日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校専攻科入学者選抜に関する規則（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成20年12月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

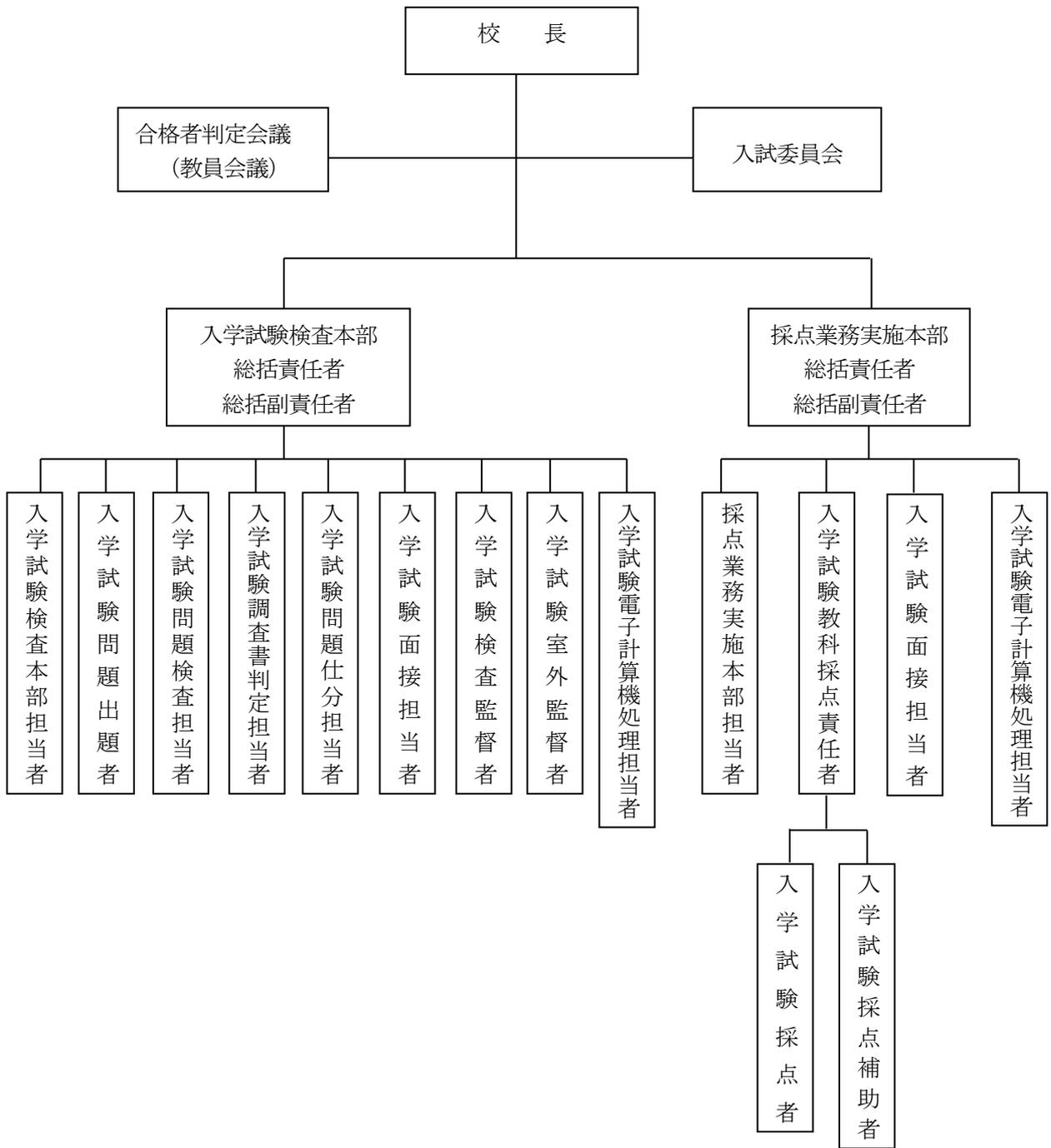
#### 附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 5 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 30 年度から平成 31 年度までの第 4 学年編入学生選抜試験及び平成 30 年度第 3 学年編入学試験（外国人対象）の入学選抜に関する事項については、改正後の茨城工業高等専門学校入学者選抜に関する規則第 4 条の 2 の規定にかかわらず、各学科長が委員として審議する。

#### 附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。

入学者選抜に関する組織（OMR機器を使用しない場合）



入学者選抜に関する組織（OMR機器を使用する場合）

